

計画立案の参考に資する目的をもつため、特に、学校教育の項について記述することにします。

既に御承知の通り、昭和五十三年度は、新学習指導要領の趣旨徹底の期間であり、小・中学校においては、いわゆる「「移行措置の第一年目」」に当たりまた、高等学校においては本年度新学習指導要領の告示が予定されております。新学習指導要領のねらいとするところは、①人間性豊かな児童生徒の育成であり、②国民として必要な基礎的・基本的な内容を重視し、児童生徒の個性や能力に応じた教育の実践であります。そのため、③学校生活にゆとりと充実を持たせるよう学校経営の配慮が重要となります。

こうしたねらいの達成のために、発達段階に応じた各教科等の関連や児童生徒の学習の適時性をじゅうぶん考慮して内容の精選を行い、指導の重点化を図るとともに、教育の実際の場における指導方法の向上を図る必要があります。そこで、重点施策の第一に「教職員の指導力の向上と教育活動の充実」を設定しました。

次は学校教育機会の拡充を内容とする「高等学校における進学率の向上と施設・設備の充実」「養護教育の拡充」「幼稚園教育の振興」等であります。その概要是、本年度の実績をいつそう充実させる内容になるわけであります  
が、後記の事項をじゅうぶんに理解され、市町村教育委員会及び各学校においても、それぞれに担当すべき事項に

ついては諸計画の中に位置づけ、その実現のために御努力いただかなければなりません。

なお、「青少年健全育成事業の拡充強化」は、特に設定した事項であります。青少年の非行が大きな問題となつております時だけに、学校、家庭の連携を密にし、地域ぐるみの積極的な生徒指導活動を期待してやみません。

## 一、教職員の指導力の向上と教育活動の充実

② 教育福島、教育センター所報並びに紀要を刊行し、指導活動の充実のための資料を提供する。

③ 複式学級の学習指導の改善充実を図るため、指導資料を作成し配布する。  
④ 海外教育事情調査の結果をまとめております時だけに、学校、家庭の連携を密にし、地域ぐるみの積極的な生徒指導活動を期待してやみません。

④ 自主的教育研究団体の活動を援助し、教職員の自主的研究活動を促進する。

⑤ 教員の専門性の向上と研究意欲の高揚を図るため、教育論文・実践記録を募集する。  
⑥ 学習の効果を高めるための施設・設備の充実を図る。

(四) ① 教材基準及び理振、産振等の設備基準の充実率を高めるよう、市町村教育委員会等の指導をする。  
② 教育機器の計画的整備を促進することで、現にある教育機器の効果的活用について指導を強化する。

(五) ① 適切な教育課程の編成とその実践を援助するための講習会を開催する。  
② 教育課程研究指定校、へき地教育研究指定校の研究を推進し、その成果の活用を図る。

(六) ① 新任教員研修会を起点とする教職員の内地留学派遣及び海外派遣を推進し、教職員の指導力の向上を図る。  
② 各種研修会を充実するとともに、教職員の内地留学派遣及び海外派遣を推進し、教職員の指導力の向上を図る。

(七) ① 新任教員研修会を起点とする教職員の内地留学派遣及び海外派遣を推進し、教職員の指導力を向上させる。  
② 海外教育事情調査のため教職員研修会を充実する。

(八) ① 教育センターにおける教科等の研修会を充実する。  
② 教育セントターにおける教科等の研修会を充実する。

(九) ① 「教育福島」で基本的な指導を充実を図る。

(十) ① 新学習指導要領に基づく適正な教育課程編成を援助するため「手引き」を作成し、配布する。  
② 各種研修会、講習会で具体的な指導をする。  
③ 学校訪問によって、授業の実際